

令和3年度 松林地区まちぢから協議会 主要事業の実績表

令和4年5月19日
第1回茅ヶ崎市地域
コミュニティ審議会
資料2-1

[illegible]

認定コミュニティ活動状況資料

松林地区まちぢから協議会

(1) 認定基準への適合に関する資料

認定基準確認表	1
規約等	2～8
委員名簿	9

(2) 認定コミュニティの活動及び特定事業に関する資料

前年度の活動報告書及び収支決算書	10～16
当該年度の活動計画書及び収支予算	17～19
特定事業の概要	20
(ふくろう塾(中学生の学習支援と夕食支援事業))	
特定事業実施報告書	21～26
(ふくろう塾(中学生の学習支援と夕食支援事業))	
特定事業の概要	27
(かんがるうのぼっけ(子育て世代の居場所づくり事業))	
特定事業実施報告書	28～33
(かんがるうのぼっけ(子育て世代の居場所づくり事業))	

特定事業の概要 34

(広報活動事業)

特定事業実施報告書 35～38

(広報活動事業)

【参考資料】

ふくろう塾開催通知

かんがるうのぼっけ案内

松林タイムス 第10号

設立趣意書抜粋（地区の特性等）

松林地区は市内でも田畑が多く残る地区で、現在も農業が盛んに営まれている。また、神社や寺院なども数多く存在しており、これら「地域文化の基盤」により醸成される地域コミュニティは継続している一方、昭和の後半に実施された大規模な住宅地造成事業や開発事業により、多くの新規住民が加わり、本地区の地域性も大きく変化している。

また、9ある自治会をはじめ、福祉、青少年育成、防災・防犯など様々な分野で数多くの団体が活動している。

培ってきた伝統を重んじ、住民と地域文化が共存する松林地区であり続けるためには、今まで以上に地区の団体や住民が身近な問題について気軽に話し合い、顔の見える関係づくりや住民相互の連携を図り、「共助」の力を強くしていかなければならない。

また、従来自治会が担ってきた地域におけるコーディネート機能をさらに高め、地域横断的な取り組みを進めることが必要となることから、地域と市とが密接に連携・協力し、多くの住民で地域の情報を共有し、課題を発見し、その課題を解決していくため、新たな地域コミュニティの形成を図ることとした。

審査基準		基準への適合状況（申請時）	基準への適合状況（R 4 年度）
(1)	申請書に、主として活動する区域が記載されているか。	申請書に活動区域の記載あり。	
	申請団体の規約に、主として活動する区域が規定されているか。	規約第 1 条に市長が告示する松林地区を協議会の活動区域とする旨規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
	規約に規定された主として活動する区域が、市長の告示する区域と合致しているか。	市長が告示する区域である、審議会ファイル「別図 7」と規約第 1 条における協議会の活動区域が合致。	・申請時と同様で変更無し。
(2)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、当該活動区域に有する、市長に届け出た全ての自治会（以下「全ての自治会」という。）が規定されているか。	規約第 6 条（1）に「松林地区に属する各単位自治会の代表」が委員である旨記載あり。	・申請時と同様で変更無し。
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、全ての自治会が構成員であることが明確であるか。	市長に届け出た自治会は「地区別単位自治会の名称」のとおり 9 自治会あり、名簿に、「地区別単位自治会の名称」に記載されている全ての自治会名が記載されている。	・申請時と同様で変更無し。
(3)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則第 3 条第 1 項各号に規定された団体が規定されているか。	規約第 6 条（2）～（1 0）に規定あり。 ◆地域福祉の推進を主たる目的とするコミュニティ （2）松林地区社会福祉協議会の代表 （3）松林地区民生委員児童委員協議会の代表 ◆文化、芸術又はスポーツの振興を主たる目的とするコミュニティ （4）松林地区体育振興会の代表 ◆児童又は青少年の健全な育成を主たる目的とするコミュニティ （5）松林学区青少年育成推進協議会の代表 （6）室田小学校区青少年育成推進協議会の代表 （7）松林小学校 P T A の代表 （8）室田会の代表 （9）松林中学校 P T A の代表 （1 0）松林学区青少年指導委員の代表 （1 1）室田学区青少年指導員の代表 （1 2）小和田学区青少年指導委員の代表	・申請時と同様で変更無し。
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、前項の団体が構成員であることが明確であるか。	名簿に、「規約第 6 条（2）～（1 2）」に規定される団体名が記載されている。	・申請時と同様で変更無し。
(4)	申請団体の規約に、公募により選出される構成員について規定されているか。	規約第 6 条（1 5）に規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
(5)	申請団体の規約に、申請団体の活動又は事業に活動区域の誰もが参加できることが規定されているか。	規約第 1 1 条、第 2 4 条～第 2 8 条に部会の規定あり。その他、松林地区まちぢから協議会部会設置規定には、松林地区に住所を有する全ての個人が参加できることが規定されている。	・申請時と同様で変更無し。
(6)	申請団体の規約に、運営が民主的に行われる仕組みが規定されているか。	規約第 1 1 条第 2 項及び第 3 項に過半数の出席、多数決といった意思決定の方法が規定されている。	・申請時と同様で変更無し。
(7)	申請団体に関する、目的、名称、主として活動する区域、主たる事務所の所在地、代表者に関する事項、会議に関する事項が規定された規約があるか。	規約第 1 条に名称及び主として活動する区域、第 2 条に主たる事務所の所在地、第 3 条に目的、第 1 0 条に代表者に関する事項、第 1 1 条に会議に関する事項が規定されている。	・申請時と同様で変更無し。
(8)	申請団体の規約に、営利的活動、宗教的活動、政治的活動を主たる目的とする事業が行われないことが読み取れるか。		・別紙事業報告書のとおり、規約第 3 条に規定された目的達成に関する事業のみを行っている。

松林地区まちぢから協議会規約

(名称及び区域)

第1条 本会は、松林地区まちぢから協議会（以下「協議会」という。）と称し、市長が告示する松林地区（以下「松林地区」という。）を活動区域とする。

(所在地)

第2条 協議会の事務所は会長宅とする。

(目的)

第3条 協議会は、地域における課題解決のため、松林地区の代表組織として新たな地域コミュニティを形成し、自主的且つ主体的に活動するとともに、市と協働し、住みよい地域社会を構築することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 松林地区の住民及び各種団体等の課題解決に向けた取り組みに関すること。
- (2) 松林地区の住民及び各種団体等の共通の学習及び行事等に関すること。
- (3) 松林地区の各種団体等の活性化及び各種団体相互の連絡調整に関すること。
- (4) 松林地区の住民の参画と情報の共有並びに協働の推進に関すること。
- (5) その他、前条の目的達成に必要な事業の実施に関すること。

(構成)

第5条 協議会は、委員、準委員、部会員で構成する。

(委員)

第6条 協議会の委員は、次に掲げる者とし、委員の数は40名以内とする。

- (1) 松林地区に属する単位自治会の代表者
- (2) 松林地区社会福祉協議会の代表
- (3) 松林地区民生委員児童委員協議会の代表
- (4) 松林地区体育振興会の代表
- (5) 松林学区青少年育成推進協議会の代表
- (6) 室田小学校区青少年育成推進協議会の代表
- (7) 松林小学校 PTA の代表
- (8) 室田会の代表
- (9) 松林中学校 PTA の代表
- (10) 松林学区青少年指導員の代表
- (11) 室田学区青少年指導員の代表
- (12) 小和田学区青少年指導員の代表
- (13) 第24条第4項に定める部会長
- (14) 協議会が推薦する者
- (15) 公募による者

2 委員は松林地区に居住する者とする。

3 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(準委員)

第7条 協議会に準委員を置く。

2 準委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 欠員による補充準委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第8条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名

2 前項の役員は、総会において、委員の中から選任する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 欠員により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の職務)

第10条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 書記は、会議の記録及び協議の事務を行う。
- (4) 会計は、協議会の運営及び活動に関する会計事務を行う。
- (5) 監事は、本会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する。会計事務及び業務執行について不正の事実を発見し、総会に報告の必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する。

(会議)

第11条 協議会の会議は、総会、役員会、運営委員会及び部会とする。

2 総会及び運営委員会は構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、総会及び運営委員会において委任状の提出があった委員および準委員については、出席があったものとみなす。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

(総会の構成)

第12条 総会は、委員をもって構成する。

2 総会の議長は、その総会において、出席した委員の中から選出する。

(総会の種別)

第13条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、年度当初に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、総会を構成する者の三分の一以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第10条第5号の規定により監事から請求があったときに開催する。

(総会の招集)

第14条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、委員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して会議の7日前までに通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第15条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業報告及び決算に関すること。

- (2) 事業計画及び予算に関すること。
- (3) 役員の選任に関すること。
- (4) 規約等の制定及び改正に関すること。
- (5) その他、協議会の組織及び運営方針に関すること。

(総会の議事録)

第16条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員の現在数及び出席者数（委任状を提出した委員も含む。）
- (3) 開催目的、協議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。

(役員会の構成)

第17条 役員会は、役員（監事を除く）をもって構成する。

- 2 役員会の議長は、本会の会長が就く。
- 3 役員会には、役員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

(役員会の招集)

第18条 役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(役員会の議決事項)

第19条 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会及び運営委員会に付議する事項に関すること。
- (2) 総会及び運営委員会の議決を要しない会務の執行に関すること。
- (3) 総会、運営委員会、部会の会務の調整に関すること。

(運営委員会の構成)

第20条 運営委員会は、委員及び準委員をもって構成する。

- 2 運営委員会の議長は、協議会の会長が就く。
- 3 運営委員会には、委員及び準委員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

(運営委員会の招集)

第21条 運営委員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(運営委員会の議決事項)

第22条 運営委員会は、次の事項を議決する。

- (1) 委員及び準委員の選任に関すること。
- (2) 部会長や部会員の選任に関すること。
- (3) 事務局の選任に関すること。
- (4) 部会の設置に関すること。
- (5) 部会間や団体間の連絡調整に関すること。
- (6) 各部会が協議した事業に関すること。
- (7) 協議会に寄せられた意見及び提案に関すること。
- (8) 総会の議決を要さない会務の執行。
- (9) その他に関すること。

(運営委員会の議事録)

第23条 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 委員及び準委員の現在数及び出席者数（委任状を提出した委員及び準委員も含む。）
 - (3) 開催目的、協議事項及び議決に関する事。
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事。
- 2 議事録には、議長及びその運営委員会において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。
- (部会の構成)
- 第24条 部会は、部会員をもって構成する。
- 2 部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会の議長は、部会長が就く。
- 4 部会長及び副部会長は、部会の中から互選により選任する。
- (部会長及び副部会長の任期)
- 第25条 部会長及び副部会長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 補欠により選任された部会長及び副部会長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 部会長及び副部会長は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- (部会の招集)
- 第26条 部会は、部会長又は運営委員会が必要と認めたときに招集する。
- (部会長及び副部会長の職務)
- 第27条 部会長及び副部会長の職務は、次のとおりとする。
- (1) 部会長は、担当部会を代表し、部会の運営を総括する。
- (2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときには、その職務を代理する。
- (部会の協議事項)
- 第28条 部会は、所掌する事項について調査・審議し、役員会または運営委員会に報告する。
- 2 部会名及び所掌する事項は、別に定める。
- (事務局)
- 第29条 協議会に、事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局は、書記が統括する。
- 3 事務局に、松林地区に居住する者から役員会が推薦し、運営委員会の議決を得た者を置くことができる。
- (事務局の所掌事務)
- 第30条 事務局は、次の事務を司るものとする。
- (1) 会議の資料の作成に関する事。
- (2) 会議の議事録の作成に関する事。
- (3) 会計事務に伴う事項に関する事。
- (4) 茅ヶ崎市や関係団体との連絡調整に関する事。
- (5) その他、協議会の運営に必要な事項に関する事。
- (事業及び会計年度)
- 第31条 協議会の事業及び会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。
- (経費)
- 第32条 協議会の経費は、補助金及びその他の収入をもってあてる。
- (住民等からの意見等の取り扱い)
- 第33条 会議でだされた意見等のほか、松林地区の住民及び各種団体等から寄せられた意見等は、事務局が取りまとめ、運営委員会に報告する。

(必要事項)

第34条 その他、協議会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は平成26年7月18日から施行する。

附 則

この規約は平成28年4月19日から施行する。

附 則

この規約は平成28年5月27日から施行する。

附 則

この規約は平成30年5月18日から施行する。

附 則

この規約は令和2年5月28日から施行する。

附 則

この規約は令和4年4月15日から施行する。

松林地区まちぢから協議会 部会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、松林地区まちぢから協議会規約第28条第2項の規定により、松林地区まちぢから協議会の部会名及び所掌する事項等に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会について)

第2条 松林地区まちぢから協議会に設置する部会は次のとおりとし、松林地区に住所を有する全ての個人が参加できるものとする。

- (1) 子ども部会
- (2) 防災部会
- (3) 福祉部会
- (4) 広報部会
- (5) 環境部会

(部会の所掌する事項等について)

第3条 前条に規定した部会の所掌する事項及び具体的な取り組み内容は、次のとおりとする。

- (1) 子ども部会
 - ア 青少年育成・人的交流の創出に関すること
 - イ その他運営委員会等で当該部会での検討が決定した案件等に関すること
- (2) 防災部会
 - ア 災害対策・防災力向上に関すること
 - イ その他運営委員会等で当該部会での検討が決定した案件等に関すること
- (3) 福祉部会
 - ア 誰もが安心して暮らせる地域社会を創出すること
 - イ その他運営委員会等で当該部会での検討が決定した案件等に関すること
- (4) 広報部会
 - ア 松林地区及び松林地区まちぢから協議会の情報を発信すること
 - イ その他運営委員会等で当該部会での検討が決定した案件等に関すること
- (5) 環境部会
 - ア 生活環境の改善に関すること
 - イ その他運営委員会等で当該部会での検討が決定した案件等に関すること

附 則
この規程は、平成 28 年 2 月 26 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 28 年 3 月 18 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 29 年 3 月 17 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 29 年 5 月 8 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 30 年 6 月 22 日から施行する。

令和4年度 松林地区まちぢから協議会運営委員名簿

番号	役 職	所 属	氏 名
1	会 長	上赤羽根自治会	細田 勲
2	副会長	協議会推薦	城田 誠
3	副会長	協議会推薦	安齋 英雄
4	副会長	菱沼自治会	今井 邦親
5	副会長	松林地区体育振興会	五反田 敏明
6	会 計	協議会推薦	内田 紘
7	書 記	協議会推薦	森 俊彦
8	監 事	松林地区社会福祉協議会	浅岡 肇
9	監 事	民生委員児童委員協議会	小澤 登代子
10		中赤羽根自治会	川口 稔
11		下赤羽根自治会	城田 勝則
12		高田自治会	上村 純夫
13		室田自治会	高橋 潔
14		ニュータウン茅ヶ崎自治会	大野 泰伸
15		シヨクサンビラ自治会	森 岑夫
16		オクトス湘南茅ヶ崎自治会	渡部 英二
17		松林学区青少年育成推進協議会	柴田 晴美
18		室田小学校区青少年育成推進協議会	田中 由季乃
19		松林小学校PTA	小平 千春
20		室田会	マツ トレイヴォー Matt Treyvaud
21		松林中学校PTA	山本 有樹
22		松林学区青少年指導員	中山 雪枝
23		室田学区青少年指導員	福田 容子
24		小和田学区青少年指導員	川上 晃子
25		子ども部会長	小池 実枝子
26		防災部会長・協議会推薦	吉原 敏明
27		福祉部会長	吉野 伸子
28		広報部会長	曾根 進三郎
29		環境部会長	池西 道郎
30		協議会推薦	神原 純子
31		協議会推薦	亀田 英明
32		協議会推薦	井野 孔美
33		協議会推薦	木村 理江
34		公募委員	川口 富士子

令和3年度事業報告

1 会議等の実施

(1) 総会、運営委員会、役員会

実施日	会議の名称	主な内容等
令和3年 4月16日	第1回役員会 (書面表決)	(1)定期総会に向けた検討 (2)年間スケジュール (3)子ども部会からの報告
4月23日	定期総会	(1)議案第1号 令和2年度事業報告 (2)議案第2号 令和2年度収支決算 (3)議案第3号 監査報告 (4)議案第4号 推薦委員の選任(案) (5)議案第5号 令和3年度事業計画(案) (6)議案第6号 令和3年度収支予算(案)
5月14日	第2回役員会	(1)茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会5月定例会の報告 (2)防災訓練について (3)今後の運営委員会の開催等(年間スケジュール)
6月11日	第3回役員会	(1)茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会6月定例会の報告 (2)松林コミセン整備に向けた情報提供 (3)6月運営委員会の開催の可否
7月16日	第4回役員会(拡大 役員会)	(1)茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会7月定例会の報告 (2)令和3年7月豪雨の影響・各団体の対応(情報共有) (3)7月運営委員会の開催の可否 (4)各部会の報告
9月10日	第5回役員会	(1)茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会9月定例会の報告 (2)松林地区まちぢから協議会 令和3年度の活動予定 (3)松林コミセンに関する市からの報告・松林地区まちぢから協議会の対応
10月 6日	第6回役員会	(1)茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会10月定例会の報告
10月22日	第1回運営委員会	(1)松林コミセンに関する対応
11月12日	第7回役員会	(1)茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会11月定例会の報告 (2)令和4～5年度任期 公募委員の募集
12月10日	第8回役員会	(1)茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会12月定例会の報告
12月10日	第2回運営委員会	(1)松林コミセンに関する対応
令和4年 1月21日	第9回役員会	(1)茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会1月定例会の報告
2月18日	第10回役員会	(1)茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会2月定例会の報告

		(2)定期総会に向けた準備 (3)公募委員選考
3月11日	第11回役員会(拡大役員会)	(1)茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会3月定例会の報告 (2)定期総会に向けた準備 (3)公募委員選考結果 (4)各部会・検討会からの報告

(2)防災部会

実施日	会議の名称	主な内容等
令和3年 6月25日	第1回防災部会	(1) 防災部会役員選出 (2) 令和3年度まち協防災訓練について
7月30日	第2回防災部会	(1) 防災部会役員選出(Ⅱ) (2) 令和3年度まち協防災訓練開催日・場所について (3) 防災対策課より、本年度の防災訓練について (4) その他
8月27日	第3回防災部会	(1) 令和3年度まち協防災訓練の開催種目について (2) 同訓練に関する意見交換 (3) 今後の活動について (4) その他

(3)子ども部会

実施日	会議の名称	主な内容等
令和3年 4月 3日	第1回子ども部会 ミーティング	(1)メンバー自己紹介 (2)新年度体制確認 (3)新型コロナウイルス感染防止対策 (4)今年度のふくろう塾 (5)おむすび松林再開に向けて
4月25日	子ども部会予算・ 活動内容検討会	(1)ふくろう塾活動内容 (2)予算について (3)子育て世代の居場所「かんがるうのぽっけ」
11月3日	第2回子ども部会 ミーティング	(1) 参加者確認 (2) 12月からの活動内容 (3) かんがるうのぽっけ開催日日程 確認
令和4年 1月 8日	第3回子ども部会 ミーティング	(1) 参加者確認 (2) 次年度の活動日について (3) 各所属次年度の役員交代の連絡について

(4)福祉部会

実施日	会議の名称	主な内容等
-----	-------	-------

令和3年 12月14日	第1回福祉部会	(1)コロナ禍での各団体の活動や個人の活動の共有 (2)2021年度活動計画の実施状況確認
令和4年 3月18日	第2回福祉部会	(1)2021年度活動報告・決算報告 (2)2022年度活動計画・予算(案)

(5)広報部会

実施日	会議の名称	主な内容等
令和3年 4月16日	部会全体会議	(1)前期決算の確認 (2)令和2年度予算と事業(行動)計画について確認 (3)コロナ禍における部会活動の対応策を確認
12月17日	定例会	(1)松林タイムス第9号の編集企画会議
令和4年 1月21日	定例会	(1)松林タイムス第9号の紙面編集会議
3月18日	定例会	(1)令和3年度事業計画と予算を検討 (2)松林タイムス第9号の自治会配布

(6)環境部会

実施日予定	会議の名称	主な内容等
令和3年 5月13日	第1回定例会部会	(1)環境部員自己紹介 (2)令和3年度活動予定について ・活動計画・予算 (3)段ボールコンポスト実施経過報告 (4)その他
7月 8日	第2回定例会部会	(1)ごみ集積所カラス対策について (2)環境部会ホームページによる情報発信について (3)環境部会員の紹介写真撮影
9月 9日	第3回定例会部会	(1)ごみ有料化について環境事業センターとの交流 (2)自治会からの近況報告
令和4年 1月13日	第4回定例会部会	(1)紙ごみのさらなる再資源化 (2)段ボールコンポストの経過報告
3月10日	第5回定例会部会	(1)紙ごみのさらなる再資源化 (2)段ボールコンポストの経過報告

(7) コミセン研究会

実施日予定	会議の名称	主な内容等
令和3年 5月14日	第17回コミセン研究会	(1)(仮称)松林地区地域集会施設の開館に向けたスケジュール (2)令和3年度コミセン研究会の活動予定
9月17日	第18回コミセン研究会	(1)(仮称)松林地区地域集会施設の開館に向けた庁内調整状況(報告) (2)松林地区まちぢから協議会として、敷地面積・建設場所についての検討
10月15日	第19回コミセン研究会	(1)松林コミセンに関する対応(希望する敷地面積について)
11月 5日	第20回コミセン研究会	(1)松林コミセンに関する対応(経過報告)
12月 3日	第21回コミセン研究会	(1)松林コミセンに関する対応(建設場所について検討)

2 事業の実施

区分	実施主体	実施日	事業の名称
主催	子ども部会	通年	子育て世代の居場所づくり事業「かんがるうのぼっけ」
主催	子ども部会	通年	中学生の学習支援と夕食支援事業「ふくろう塾」
主催	広報部会	通年	広報活動事業
共催	福祉部会	通年	歌体操支援事業

(1) 子育て世代の居場所づくり事業「かんがるうのぼっけ」

概要 松林地区内の空き家を活用し、子育て世代の居場所づくりを実施した。令和元年度まで実施していた「おむすび松林」では、感染対策を徹底できないことや、コロナ禍で特に子育て世代が家に引きこもりがちになっている現状を考慮し、子育て世代に限定した居場所づくりを実施した。新型コロナウイルス感染対策として、毎回の参加者を5組に限定し、事前予約制とした。

実施日 合計8回実施(5月、6月、7月、10月、11月、12月、1月、3月)

平日の9時30分～11時30分

※8月、9月及び2月は新型コロナウイルス感染拡大のため、中止

参加者 子ども27名、保護者24名、部会員27名(延べ合計)

親子の平均参加組数 3組(定員5組)

成果 子育てに疲れ気味の母親が部会員との会話することで笑顔になる様子が見受けられた。また、親同士が交流して会話が弾むなど、居場所としての役割を果たすことができた。子育て経験者の部会員から子育てについてのアドバイスをするなど、子育てに対しても貢献することができた。

今後 毎回、安定した参加組数であることから、需要があるという手応えを感じている。そのため、部会員の都合と調整しながら、可能であれば同一日の午後にも、もう1コマ開催するなど、事業を拡大していきたいと考えている。

(2) 中学生の学習支援と夕食支援事業「ふくろう塾」

概 要 松林地区内の自治会館で、松林中学校の1年生、2年生、3年生に対する学習支援を実施しつつ、彼らの居場所としても機能している。参加する生徒には勉強する教材を持参してもらうが、勉強を強制はせず、悩みごとがあれば、その悩みを聞く時間としていた。こうして、自己肯定感を大切に、前向きに勉強や日々の生活に向き合ってもらえるよう支援してきた。また、中学生が参加しやすくなるきっかけを作ろうと、今年度からワークショップや農業体験なども合わせて行った。そのため、ワークショップ等1時間と学習支援1時間が基本的な毎回の構成となった。なお、令和元年度まで行っていた夕食支援については、中止した。

実施日 合計6回開催（5月、6月、11月、12月、1月、3月）

第1土曜日の15時から17時まで

松林地区内の各中学校でも新型コロナウイルスの感染が拡大したことや豪雨の影響を受け、6回の開催にとどまった。

成 果 学校が違う仲間と月1回一緒に勉強や作業する時間が持てたことは、コロナ禍では貴重な中学生の居場所となった。

今 後 参加した中学生からは、食事の時間の代わりに導入した「ワークショップや体験」が好評であったことから、引き続きその時間を設けていく。具体的な内容については、中学生とも意見交換しつつ、検討していく。

達成状況 ・スタッフと一緒に課題に取り組み、学習の達成感を感じた。

参加者 下表を参照。

参加者一覧(中学生の学習支援と夕食支援事業「ふくろう塾」)

日付	生徒	学校の先生	スタッフ	その他	合計人数	特記事項
5月8日	1年生 6 2年生 2	2	5	1	16	乾電池を使ったモーターづくり
6月5日	1年生 4 2年生 2	3	4		13	テスト前自主学習（ワークショップなし）
11月13日	1年生 1 2年生 1	1	4	1	8	難読漢字クイズ
12月4日	1年生 3		2		5	キャンドルづくり
1月8日	1年生 2 2年生 1	2	6	1	12	茅ヶ崎の地理を知ろう
3月5日	1年生 3	2	5	9	19	じゃがいも植え付け体験
合計	25名	10名	26名	12名	73名	

(3) 広報活動事業

① 年次版「松林タイムス」発行

概 要 コロナ禍に於ける松林地区各組織の活動状況と感染拡大防止対策を紹介する記事を中心に A4 表裏に編集し地域内全戸および地区内の公立小中学校教職員に配布した。

発行日 令和 4 年 3 月 3 1 日

② ホームページでの情報発信

概 要 茅ヶ崎まちぢから協議会連絡会が主管するホームページをポータルサイトとして、松林地区まちぢから協議会のホームページをトップに、まち協傘下組織(自治会や部会等)が発信するホームページを管理している。また、松林地区まちぢから協議会の主な行事の要旨を発信した。

実施時期 年間を通し随時

(4) 歌体操支援事業

概 要 茅ヶ崎市主催で上赤羽根自治会館、小桜町防災倉庫の会議室、ショクサンビラ自治会館の松林地区 3 か所の歌体操教室が開催されている。部会員が指導役として参加しつつ、のぼり旗の設置などの支援を行った。運動することにより身体活動量の増加と共に、コミュニケーションにより地域住民の交流が行われている。

3 その他の取り組み

(1) 茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例に基づく認定申請に関すること

令和 3 年度第 1 回茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会に活動状況を報告し認定基準に適合していることが確認され、今後の取組みへの助言を得た。

令和3年度 松林地区まちぢから協議会収支決算

収入の部

項 目	予算額	決算額	内 訳
補助金	743,380	503,380	運営費等助成金 250,000円 特定事業助成金①(ふくろう塾) 30,380円 特定事業助成金②(おむすび松林) 119,000円 特定事業助成金③(広報活動事業) 104,000円 防災訓練補助金 0円(未申請)
参加費	1,300	150	ふくろう塾(革細工自己負担分) 150円
拠出金	80,000	0	松林地区自治会連合会から防災訓練費用(事業中止・未申請)
合 計	824,680	503,530	

支出の部

項 目		予算額	決算額	内 訳
運 営 費	【本部】	129,000	124,360	
	事務消耗品費	17,000	2,734	プリンターインク等
	会議費	68,000	42,026	会議会場借用料、会議用お茶等
	物品費	20,000	69,600	アクリル製衝立
	市民集会費	11,500	0	
	印刷製本費	10,000	10,000	コピー代
	予備費	2,500	0	
	【子ども部会】	13,000	10,162	
	【福祉部会】	31,000	1,454	コピー代等
	【広報部会】	22,000	0	
	【環境部会】	20,000	7,408	テスト用コンポスト等
	【防災部会】	35,000	14,647	封筒代等
	小計	250,000	158,031	
①特定事業費 （うー塾）	消耗品費	10,000	0	
	材料費	2,600	2,155	工作用の蠟等
	印刷製本費	16,200	12,756	開催通知用紙、印刷代
	予備費	2,880	0	
	小計	31,680	14,911	
（特定事業費②） （かんがるうのぼっけ）	物品費	0	3,410	救急セット等
	消耗品費	5,000	2,970	アルコール除菌液、トイレクリーナー等
	印刷製本費	4,000	3,348	開催通知印刷
	材料費	0	2,424	網押さえゴム等
	賃貸料	100,000	80,000	会場賃借料10,000円×8回開催
	会議費	0	0	
	予備費	10,000	0	
	小計	119,000	92,152	
（特定事業費③） （業） （広報活動）	印刷製本費	86,519	17,548	全戸配布A4版「松林タイムス」9,500部を1回
	通信運搬費	3,000	0	
	物品費	5,000	6,000	
	研修費	3,000	0	
	予備費	6,481	0	
	小計	104,000	23,548	
防 災 訓 練 事 業 費	防災訓練用品費	25,000	0	事業を中止
	消火器訓練備品費	5,000	0	
	救護搬送訓練備品	10,000	0	
	給食訓練用食材他	100,000	0	
	防災拠点訓練用備品費	95,000	0	
	避難訓練討議備品費	10,000	0	
	参加者用用品費	75,000	0	
	その他	0	0	
	小計	320,000	0	
市への返還金		0	214,888	
合 計		824,680	503,530	

令和4年度事業計画

- 1 茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例に係る事務に関すること
 - (1) 条例に基づく各種提出書類の作成事務
 - (2) 認定コミュニティ助成金（運営費等助成金、特定事業助成金）の交付申請に関する事務
- 2 協議の場の創出に関すること
 - (1) 部会等の開催
 - ア) 子ども部会
青少年育成・人的交流を創出するための協議の場の運営
 - イ) 防災部会
災害対策・防災力向上に関する協議の場の運営
 - ウ) 福祉部会
誰もが安心して暮らせる地域社会を創出するための協議の場の運営
 - エ) 広報部会
松林地区の情報を発信するための協議の場の運営
 - オ) 環境部会
生活環境の向上に関する協議の場の運営
 - カ) コミセン研究会
松林コミセンの研究に関する協議の場の運営
 - (2) 部会の設置に向けた検討
 - ア) 地域の安全安心に関する部会の設置に関すること
 - (3) その他、住所を有するすべての個人に参加機会を提供するための取り組み
- 3 協議会の周知及び広報に関すること
 - (1) 松林地区まちぢから協議会ウェブサイトの管理運営に関すること
 - ア) 運営委員会議事録を記事に仕立て、発信する
 - イ) ホームページの運用を広報部会に任せたい自治会や組織に対応する
 - ウ) 地区内各団体の年間行事予定を共通フォーマットに記入し、ホームページ等を用いて、その周知を図る
 - エ) 地区内での主なイベントに多くの人々が参加するよう働きかける
 - (2) その他、松林地区まちぢから協議会に関する広報活動の実施及び企画
 - ア) 地区防災訓練、地区運動会、福祉バザー、餅つき大会の PR ポスターを作成し自治会管轄掲示場所（約120ヶ所）に掲示する

- イ) 上記ア) で PR したイベントについて、事後報告としてイベントの様子をホームページや「松林タイムス」に掲載し発行する
- ウ) 情報発信ツールとしての SNS 関連技術研修会の開催

4 事業に関すること

(1) 青少年育成・人的交流に関すること

- ア) ふくろう塾（中学生の学習支援と夕食支援事業）の実施
- イ) かんがるうのぼっけ（子育て世代の居場所づくり事業）の実施方法の検討及び実施

(2) 災害対策・防災力向上に関すること

- ア) 防災訓練の実施

(3) 誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に関すること

- ア) 新たな居場所・サロン（通える場所）創出のための支援を行う
目標：通える場所を増やそう
- イ) 健康寿命を延ばす
目標：運動（動ける）場所を増やそう
- ウ) 新たな移動手段の検討
目標：もう一度笑顔をみられるように

(4) 生活環境の向上に関すること

- ア) 地区内のゴミ集積所の改善
- イ) ごみの減量化
 - ・ごみの分別、リサイクル化の推進で一般ごみの減量の検討
 - ・コンポストを使用した生ゴミのたい肥化の検討

(5) その他、事業に関すること

- ア) 市民集会の開催手法の検討及び開催
- イ) 視察研修の実施 ほか

令和4年度 松林地区まちぢから協議会収支予算

収入の部

項 目	前年度決算額	予算額	内 訳
補助金	503,380	766,500	運営費等助成金 250,000円 特定事業助成金①(ふくろう塾) 43,500円 特定事業助成金②(かんがるうのぼっけ) 129,000円 特定事業助成金③(広報活動事業) 104,000円 防災訓練補助金 240,000円
参加費	150	4,300	レジン工作及び革細工の受益者負担分及び食事代300円×10人(中学生以外から集金)
拠出金	0	80,000	松林地区自治会連合会から防災訓練費用
合 計	503,530	850,800	

支出の部

項 目		前年度決算額	予算額	内 訳
運 営 費	【本部】	124,360	129,000	会議資料コピー代、コピー用紙代、旗代等
	事務消耗品費	2,734	17,000	コピー用紙、ラミレートシート、物品購入費等
	会議費	42,026	34,500	お茶代、まちぢから協議会連絡会会費等
	物品費	69,600	20,000	会議用アクリル板購入代
	印刷製本費	10,000	10,000	会議資料印刷代
	視察研修費	0	45,000	
	予備費	0	2,500	
	【子ども部会】	10,162	13,000	チラシ印刷等
	【福祉部会】	1,454	31,000	サロン交流会等
	【広報部会】	0	22,000	プリンターインク等
	【環境部会】	7,408	20,000	プリンターインク等
	【防災部会】	14,647	35,000	会議資料コピー等
小計	158,031	250,000		
特定事業費① （ふくろう塾）	消耗品費	0	10,000	除菌用品等
	材料費	2,155	8,600	レジン工作用及び革細工用の資材
	賃借料	0	10,000	収穫祭 会場使用料
	印刷製本費	12,756	16,200	開催通知印刷等
	予備費	0	3,000	
	小計	14,911	47,800	
特定事業費② （かんがるうのぼっけ）	物品費	3,410	0	
	消耗品費	2,970	5,000	除菌用品等
	印刷製本費	3,348	4,000	開催通知印刷等
	材料費	2,424	0	
	賃貸料	80,000	110,000	10,000円×11回
	予備費	0	10,000	
	小計	92,152	129,000	
特定事業費③ （広報活動事業）	印刷製本費	17,548	86,519	「松林タイムス」 A4両面版・95,000部を1回、A3両面版・95,000部を1回 ポスター120枚を4回
	通信運搬費	0	3,000	切手代等
	物品費	6,000	5,000	参考書、インク代等
	研修費	0	3,000	外部セミナー参加代
	予備費	0	6,481	
	小計	23,548	104,000	
防 災 訓 練 事 業 費	防災訓練用品費	0	25,000	ブルーシート
	消火器訓練備品費	0	5,000	火源木材、電源延長コード
	救護搬送訓練備品	0	10,000	ポリ袋、サランラップ
	給食訓練用食材他	0	100,000	食材、備品、プロパンガス
	防災拠点訓練用備品費	0	95,000	防災無線、掲示板
	避難訓練討議備品費	0	10,000	討議パネル、筆記用具
	参加者用用品費	0	75,000	タオル、子供用非常笛
	その他	0	0	
	小計	0	320,000	
市への返還金		214,888	0	
合 計		503,530	850,800	

特定事業の概要（松林地区・ふくろう塾）

松林地区まちぢから協議会では、平成26年夏から、松林地区における地域課題を話し合うなかで、とりわけ多くの意見があがった「子どもの居場所」に関する課題を解決するための取り組みとして、地域が協力し合い事業を実施しています。

（１）事業の概要

令和元年度までは、公民館の和室や会議室等を利用し、思春期を迎えている中学1～3年生の学習支援を行うとともに、調理室を利用し、借りて夕食の支援を行った。また、事業を運営する松林地区まちぢから協議会の子ども部会員や中学生の保護者に対し、子どもの理解を深める講演会（勉強会）を開催していた。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で夕食支援は断念し、学習支援に絞って事業を実施した。また、生徒に気軽に参加してもらえるよう、工作体験などのワークショップも実施した。

（２）事業のねらい

- ・学校や家庭に居場所の無い子の第3の居場所となり、子どもの孤立を防ぐ
- ・地域の大人と関わることで孤立しないようにする
- ・学習支援を通じて、学習意欲の向上を図る
- ・大人の主体性を大切にする
- ・子どもに対する理解を深める

（３）令和3年度実績

6回開催し、参加者数は延べ人数25人（中学生合計）で、1回あたりの平均人数は4.2人であった。令和2年度の平均1.3人よりは人数は増加したが、令和元年度は平均10.4人の参加であったことから、コロナ禍前よりは少ない人数となった。この背景には、新型コロナウイルスの影響で外出を控える人が増えていることや、ふくろう塾を中止している期間が長ったことなど挙げられる。

令和3年度からは工作体験や普段とは学校の授業とは異なる「地域についての学習」など、中学生が参加するきっかけとなりやすいワークショップを取り入れた。このワークショップの時間と自習の時間を組み合わせることで、「学習支援を通じて、学習意欲の向上を図る」という目的は達成していると考察している。

また、令和3年度においても新型コロナウイルスの影響で外出自粛が続くため、中学生が抱える悩みもこれまでに増して多様化していると想像できる。その悩みの中には、家族や学校の先生には話しづらいこともあると思われる。これまでもボランティアの方々が中学生と信頼関係を築き、相談に乗っていることは多々あった。今後、ふくろう塾がコロナ禍の中学生を学習面で支えるだけでなく、心の支えとしても機能していくことを期待する。

特定事業実施報告書（松林地区・ふくろう塾）

事業の実施内容	活動内容	中学生の学習支援と夕食支援事業だが、新型コロナウイルス感染防止のため学習支援のみとし、人数を制限して実施した。		
	活動期間	令和3年5月15日～令和4年3月31日		
	実施体制	松林地区まちぢから協議会 子ども部会「ふくろう塾実行委員会」	周知方法	松林中学校、円蔵中学校、 赤羽根中学校へ 掲示、配布
	参加者数	中学生 25人 部会員 26人 学校の先生 10人 その他 12人 合計 73人	実施日	5月8日、6月5日、10月13日、12月4日、1月8日、3月5日 合計 6回 ※5月8日は特定事業の期間外
事業の目的や効果は達成できましたか		・参加人数が例年より減少してしまったが、事業の目的は達成できている。 ・新型コロナウイルス感染症の影響で、予定どおりの開催ができず参加人数は少なかった。「ふくろう塾」は家庭でも学校でもない第3の居場所として、生徒の自己肯定感を高めることに繋がったと感じた。 ・中学校の先生が様子を見に来るなど、地域で連携した体制が定着してきている。 ・コロナ禍で中学生の家庭内にも様々な問題が起きていると想像している。そのため、本来はもっと多くの中学生に参加してもらいたいと考えている。今後、必要な中学生には参加してもらえよう、学習支援の内容や開催通知の方法などを検討していく。		
事業を計画的に実施することができましたか		・新型コロナウイルスの影響で大きく事業内容を変更して実施した。 ・新型コロナウイルス感染防止のため、引き続き夕食支援は中止した。 ・緊急事態宣言の期間が終了した1か月後から活動を開始した。 ・緊急事態宣言の発令や、天候不良により、7月・8月・2月は中止した。 ・事前予約制で開催するために、開催通知文の配布と回収を毎回行った。		
予算計画や予算配分は適正でしたか		・支出があったものについては、概ね適切だった。今年度は感染防止対策のため、毎月参加申込書を配布・回収して参加人数の把握を事前に行っていた。 ① 材料費 予算 2,600 円／決算 2,155 円 ・ワークショップ開催で必要な材料を購入。（コイルやキャンドル） ② 印刷製本費 予算 16,200 円／決算 11,121 円 ・用紙の購入、印刷などを行った。今年度は毎回、事前予約での参加とした。印刷を両面にするなどして工夫した。		

事業の対象者となる地域住民の意見聴取に努めましたか	・子どもたちにアンケートを取り、今後何をしてみたいと思っているのか調査を行った。 ・子どもたちから感想を聞いているので、次年度の開催内容に生かしたい。
一緒に活動するメンバーはやりがいを感じていましたか	・コロナ禍でもできることを行いたいと何度も話し合いを重ねてきた。全員がやりがいと使命感を強く感じていた。 ・今できることを続けようと、みんなで知恵を出しあい開催できていることで、やりがいを感じている。
事業の実施によって地域コミュニティの醸成や新たな担い手の発掘につながりましたか	・このような状況下でも、生徒の様子を見に来てくださる先生がいた。 ・学校の PTA 活動を通してふくろう塾の存在を知り、部会員となって一緒に活動してくれる仲間が増えた。
課題と今後の展望について	・活動の時間帯や形態が変わったことで、参加生徒の数が大きく減ってしまった。 ・子どもたちの居場所として再認識をし、活動内容を子どもたちに興味を持ってもらえるような学習（ワークショップ）を取り入れる。 ・学校との連携をもっと行って、ふくろう塾について新任の先生方にも周知していきたい。

令和3年度 参加内訳（5月8日は特定事業期間外）

ふくろう塾 参考資料

日付	生徒	学校の先生	部会員	その他	合計人数	特記事項
5月8日	1年 6 2年 2	2	5	1	16	乾電池を使ったモーターづくり
6月5日	1年 4 2年 2	3	4		13	テスト前自主学習
11月13日	1年 1 2年 1	1	4	1	8	難読漢字クイズ
12月4日	1年 3		2		5	キャンドルづくり
1月8日	1年 2 2年 1	2	6	1	12	茅ヶ崎の地理を知ろう
3月5日	1年 3	2	5	9	19	じゃがいも植え付け体験
合計	25名	10名	26名	12名	73名	

[illegible]

収支決算書

収入

科 目	予算額	予算額	内 訳
補助金	30,380	30,380	認定コミュニティ特定事業助成金
参加費	1,300	150	50円×3人 (受益者負担分として＝アロマキャンドル工作)
計	31,680	30,530	

支出

科 目	予算額	決算額	内 訳
消耗品費	10,000	0	消毒用品、プリンタインク等
材料費	2,600	2,155	アロマキャンドル材料、種芋
印刷製本費	16,200	12,756	開催通知及び配布資料印刷 紙代 6回開催＝6,771円 (開催通知及び当日資料含む) 印刷代 3校配布 (2製版)×6回 + 資料 =5,985円 (コピー代含む)
予備費	2,880	0	
市への返還金		15,619	
計	31,680	30,530	

*対象経費は、領収証等により、認定コミュニティが支払ったことが確認出来る必要があります。

*見積書に相当する資料を添付してください。

令和4年度 第1回地域コミュニティ企画事業審査会

令和3年度 特定事業評価表

【委員：塩崎副市長・総務部長・企画部長・財務部長・福祉部長・こども育成部長・
教育指導担当部長】

事業名	(4) ふくろう塾（中学生の学習支援と夕食支援事業）
地区名	松林地区まちぢから協議会

事業全体に関する評価や今後に向けた助言等をご記入ください。

（総務部長）

- ・コロナ禍により、事業の実施が様々な制約を受ける中で、実行委員会のスタッフを中心に知恵を出し合い継続がされているものと評価する。
- ・外食支援に代わって導入された「ワークショップ」は、大変有効であり、今後も新たなメニューに期待する。
- ・本事業に続き、他地区でも学習支援が始まっている。成果や課題などを共有し、よりよい事業として継続してほしい。

（企画部長）

- ・ふくろう塾から巣立っていった卒業生を、運営スタッフとして迎え入れることで、一層子どもたちのニーズに即した事業展開ができるのではないのでしょうか。それによりスタッフとして参加した卒業生は、成功体験を積み重ね自己肯定感を高めることにもつながるのではないのでしょうか。また、地域での異年齢の子どもたちのつながりを深めることも期待できると考えます。

（財務部長）

- ・本人はもちろん、家族、学校など様々な問題を抱えている中学生をターゲットとしたこの事業は正しく特定事業として、また「地域の課題に地域で」にふさわしい事業だと思います。
- ・「ふくろう塾」に足を運んでもらうことは、コロナ禍でもありかなり難しい課題だと思いますが、学校の協力を得ながら LINE や SNS の活用など、ご検討いただければと思います。

（福祉部長）

- ・本事業の印象的なことは、学校の先生が様子を見に来てくれることです。学校行事、授

業の準備などで忙しい放課後に子どもたちの様子を見るために学校以外の場所で接してくれることは、子どもたちとの距離が確実に近くなるだろうと感じます。また、一緒に活動するメンバーの方々がやりがいと使命感を強く感じていることは、以心伝心で子どもたちにもいい影響を与えていることでしょう。

事業の効果として「今後、必要な中学生には参加してもらえよう（中略）検討していく」とあり、主催する側の熱意が伝わってきます。中学生の皆さんが興味関心を持ちそうなものを見つけていくことは簡単なことではないでしょうが、本事業を楽しみにしている子どもたちのために、今後の活動に期待しています。

（こども育成部長）

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、事業内容も大きく変更となったとのことですが、子どもたちが安心して学べ、そして居場所となる本事業は、大変有意義な事業であると思います。

地域には、アフタースクールとして、本事業のような居場所を求めるニーズは、まだまだあると考えられますので、学習支援の有償ボランティアを募集したり、スタッフの研修を実施したりすることで、さらに充実した事業展開につなげていただければと思います。

収支決算書からは、非常に低廉な経費で事業が実施されていることがわかりますが、スタッフの謝礼や人件費を計上することで、さらに安定した事業が行えるようになるのではないのでしょうか。今後の運営を考えていく上で検討すべき事項だと思います。

（教育指導担当部長）

- ・学習支援と夕食支援を兼ね備えた「ふくろう塾」は、近隣中学校に通う全ての中学生が家庭や経済の状況によらず定期的、不定期的に参加し、家庭、学校と並ぶ第3の居場所として安心して過ごせる場を提供するものであり、高く評価されるべき取組であると思います。

地域の皆様の温かさに触れながら学びへの意欲を高められる子どもたち、子どもたちの笑顔からやりがいを感じられる地域の皆様が、共に明日への活力を蓄えながら一つの空間で関われるところが、本事業の魅力だと思います。

コロナ禍の令和3年度につきましては、年間を通して定期継続的な事業を行うことはできなかったものの、ワークショップを取り入れるなどにより、誰もがより気軽に参加できるよう工夫していただきました。

本事業の継続を図っていくためには、ボランティア・スタッフの確保や、学校との連携をはじめとする地域のコミュニティの充実が不可欠です。事業の趣旨に賛同する誰もが、自分のできる範囲で力を発揮できるよう、周知の工夫を図り、引き続き、一人でも多くの子どもたちを支えていただければと思います。

特定事業の概要（松林地区・かんがるうのぽっけ）

松林地区まちぢから協議会では、平成26年夏から、松林地区における地域課題を話し合うなかで、とりわけ多くの意見があがった「子どもの居場所」に関する課題を解決するための取り組みとして、地域が協力し合い事業を実施していた。また「多世代の交流の場」としても機能するようになってきたが、新型コロナウイルス感染拡大を受け、「子育て世代」にフォーカスした居場所づくりとして再スタートを切った。

（１）事業の概要

地域の空き家（民家）を利用して、子育て世代の居場所を提供している。ここでは、子育て世代が子どもを自由に遊ばせつつ、子育ての悩みについて子ども部会員に相談したり、子育て世代同士が知り合ったりする場所として機能している。令和元年度までの「おむすび松林」とは異なり、軽食の提供は取り止め、参加人数についても毎回親子5組までに限定して実施している。

（２）事業のねらい

- ・子育て支援（孤立感を取り除く、子育て世代の居場所づくり）を行う
- ・情報提供や相談の窓口となる

（３）令和3年度実績

合計8回開催し、親子の参加組数は延べ24組で、平均3組の参加であった。新型コロナウイルスの影響で特に外出を控えていると思われる子育て世代にとっては、貴重な居場所として機能することができた。

参加者は「息抜きできる場所」、「相談に応じてもらえる場所」、「ママ友を作れる場所」など様々な認識を持っているが、感謝の言葉をいただくことも多くあり、参加者の満足具合を推察することができた。日によっては、予約が5組に達して、予約受付を途中で終了することもあった。そのため、今後は新型コロナウイルスの感染状況を注視しつつ、開催回数や1回あたりの参加人数などについては検討を継続して行っていただきたい。

特定事業実施報告書（松林地区・かんがるうのぽっけ）

事業の実施内容	活動内容	地区内の空き家を利用し、子育て世代向けの居場所を運営する。子育て中の親子への支援、子育て世代同士の交流等を行う。		
	活動期間	令和3年5月10日～令和4年3月31日		
	実施体制	松林地区まちぢから協議会 子ども部会「かんがるうのぽっけ実行委員会」	周知方法	自治会回覧、松林公民館、小和田地区コミュニティセンターへの配架等
	参加者数	子ども（幼児） 27人 大人（保護者） 24人 スタッフ 27人 合計 78人	実施日	5/27、6/28、7/26、 10/25、11/22、 12/20、1/24、3/28 合計8回
事業の目的や効果は達成できましたか		①子育て支援（孤立感を取り除く、地域の居場所） ・子育てに疲れ気味の母親が、スタッフとの会話で笑顔になった。 ・かんがるうのぽっけで知り合い、交流が始まった人がいた。 ②地域ニーズの把握 ・回覧板を見て参加する人が増えている。 ・孤育てにならないように、人とのつながりを求めているように感じる。 ③情報提供 ・自治会回覧を通じて活動紹介を行っている。 ④相談窓口 ・部会員の中に民生委員児童委員が参加している。 ・若い母親は、今回の新型コロナ感染防止による対策で、母親学級もないまま出産・育児となっていると聞いている。情報交換の場を提供できたことで、出産までにできなかったことをし、参加者の皆さんに喜んでいただけた。		
事業を計画的に実施することができましたか		・事業計画では3月末までに10回の開催を予定し、8回開催できた。コロナウイルス感染拡大防止のため、9月と2月は中止した。 ・1回あたりの参加者は5組限定とし、感染防止対策として事前申し込み制とした。 ・1回の平均参加組数は、3組だった。		
予算計画や予算配分は適正でしたか		概ね適正だった。 支出についての予算と実績の比較は次のとおりである。 ① 印刷製本費 予算 4,000 円／決算 3,348 円 ・印刷費は松林公民館の印刷機を使用することにより、低価格に抑えることができた。 ・開催通知を3か月分まとめて出すことで、利用者が日程を確認して申し込みしやすいようにした。 ② 賃借料 予算 100,000 円／決算 80,000 円		

	・ ほぼ月 1 回、予定通り行うことができた。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、9 月と 2 月は中止した。 ③ 物品費 決算 3,410 円 材料費 決算 2,424 円 ・ 網戸修復のためと、怪我をした時の応急処置用物品を購入。
事業の対象者となる地域住民の意見聴取に努めました	・ 参加者への意見聴取のほか、松林地区まちぢから協議会の会議で各種団体に意見聴取を行った。
一緒に活動するメンバーはやりがいを感じていましたか	・ 何度も参加してくれる親子もいて、子供の成長をひと月ごとに感じる事ができた。 ・ 子育て経験者として、相談に乗ることができた。大変やりがいを感じる事ができた。
事業の実施によって地域コミュニティの醸成や新たな担い手の発掘につながりましたか	・ このコロナ禍ではなかなか外出しづらいが、孤立しがちな親子に交流の場を提供したことで、地域コミュニティを豊かにしていく一助は担えたのではないかと思う。
課題と今後の展望について	・ ソーシャルディスタンスを意識するため、開催組数の制限をせざるを得ない。 ・ 現在は午前中のみの開催だが、部会員の調整がつけば、今後は 1 日 2 回の開催（午前・午後）も検討していきたい。

かんがるうのぼっけ 参考資料

部会員に抱っこされてご機嫌の赤ちゃん



一緒に遊ぶ参加親子



車座になって、みんなで情報交換をしました



収支決算書

収入

科 目	予算額	決算額	内 訳
補助金	119,000	119,000	認定コミュニティ特定事業助成金
計	119,000	119,000	

支出

科 目	予算額	決算額	内 訳
賃借料	100,000	80,000	1回10,000円×8回
印刷製本費	4,000	3,348	開催通知の発行代(自治会回覧) 開催通知は3回分を1枚にまとめて通知 印刷代(印刷機) 1,000円 印刷用紙代 2,348円
消耗品費	5,000	2,970	除菌用品等
予備費	10,000	0	
物品費	0	3,410	救急セット、滑り止めマット
材料費	0	2,424	網戸修繕材料
市への返還金		26,848	
計	119,000	119,000	

*対象経費は、領収証等により、認定コミュニティが支払ったことが確認出来る必要があります。

*見積書に相当する資料を添付してください。

令和4年度 第1回地域コミュニティ企画事業審査会

令和3年度 特定事業評価表

【委員：塩崎副市長・総務部長・企画部長・財務部長・福祉部長・こども育成部長】

事業名	(3) かんがるうのぽっけ（子育て世代の居場所づくり事業）
地区名	松林地区まちぢから協議会

事業全体に関する評価や今後に向けた助言等をご記入ください。

（総務部長）

- ・コロナ禍を踏まえ、前身の事業から、柔軟に事業転換することができていると評価します。
- ・地域における子育て世代の応援、居場所づくりや相談支援は大変重要であり、課題を克服して継続されることを期待する。
- ・希望される方がすべて参加できることが望ましい。他地区における取組みを参考にするなど、様々な手法を検討してほしい。

（企画部長）

- ・過去にはかなりにぎわっていた事業を、コロナ禍の影響で制約しながらも実施手法を工夫して継続していることから、地域からの期待の大きさがうかがい知れます。会場の賃借料が経費の大半を占め、それ以外の経費は少額であることから、簡単に実施回数を増やすことは難しいかもしれませんが、少しでも多くの子育て世代の期待に応えられる事業として発展していくことを期待します。

（財務部長）

- ・コロナ禍での開催で、かなりご苦労とご負担があったことと思います。
- ・テレワークなど非対面が推奨される中で、「子育て世代」に関しては、対面が有効であり、ニーズもかなり高いものと思います。
- ・継続性が求められる事業でもあり、そのためには新しい担い手の確保や、新たな参加者の確保に努めていただければと思います。

（福祉部長）

- ・子育てに関する不安は、それを経験した者でなければわからないことが多いでしょう。現に子育てしている人たちは不安の中にいる状態であり、子育てに関するテレビ番組なども参考にしながら自分なりに対応、解決させているのかもしれませんが、身近

な地域で「かんがるうのぽっけ」のような場があれば、不安を自分から発信できる場所として心強く感じることでしょう。報告にもあるとおり、この事業を通じて交流が始まった例があるのは、ニーズを意識した企画であると評価できると判断します。

利用された方々の体験の実例を工夫して周知できれば、さらに多くの方々の利用につながるのではと考えます。

新型コロナウイルス感染症の影響で予定した活動に制限があったことが推察でき、残念に思います。収束後は充実した活動になるよう期待します。

(こども育成部長)

- 本市には、地域の育児支援事業として育児家庭のサポートを行い、子育て世代の交流を図ることを目的とした子育て支援センター等がありますが、より地域に身近な場所で親子が気軽に集い、交流ができる支援拠点として、「かんがるうのぽっけ」事業は素晴らしい取り組みだと思っています。

実施報告書にもあるように、会話をすることで笑顔になれたり、新たな交流が生まれることは、いろいろな悩みを抱える保護者のサポートに直結するものであり、子育て支援拠点として、その役割は、今後も一層重要度を増してくるものと考えます。

「かんがるうのぽっけ」事業は Facebook の利用もされているようですが、さらに情報発信を充実させることで、参加者への PR に努めてください。

コロナ禍が続く中、衛生管理等への苦労もあると思いますが、地域の重点事業として、開催回数の拡大に期待しています。

特定事業の概要（松林地区・広報活動事業）

松林地区では、松林地区まちぢから協議会（以下、協議会と略す）が発足してから様々な事業活動に取り組んでいる。協議会について、まだ知らない人が見受けられるので、その存在と活動を知ってもらうことを目的に広報活動事業を行った。合わせて、協議会活動への参加に繋げることで、地区内の顔の見える関係性を構築する一助になることも狙っている。

（１）事業の概要

本事業は協議会の広報部会が実施し、次のア、イの事業を実施した。当初予定していたポスター発行については、新型コロナウイルス感染症の影響で対象事業が全て中止されたため、全ての発行を中止した。

ア）松林タイムス発行

紙媒体広報紙（９，５００部）を１回発行し、松林地区の自治会加入全世帯へ全戸配布した。内容は「松林地区まちぢから協議会参加団体のコロナ対策」などであった。

イ）松林地区まちぢから協議会ホームページ運営

茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会内に設けられた協議会のホームページを運営した。市民集会を中心に活動の報告や運営委員会の議事録を掲載した。また、協議会で実施している特定事業である「おむすび松林」ならびに「ふくろう塾」の開催状況を掲載し、それらを利用するきっかけになるよう努めている。

（２）事業のねらい

- ・自分が住む街（地域）で何が行われているかを知ることができる。
- ・地域コミュニティへの興味が促され、参加のきっかけを与える。
- ・地域への愛着や帰属意識の向上。

（３）令和３年度実績

新型コロナウイルス感染症の影響で大幅に事業を縮小し、発行物は松林タイムスを１回のみとなった。

令和３年度においてもコロナ禍が続き、松林地区まちぢから協議会も従前の活動を出来ない状況が続いていた。しかし、長引くコロナ禍の中で、自治会等が単純に活動を休止するのではなく、工夫して可能な活動を実施している例も多く見受けられた。こうした事例を紹介し、各種団体が継続して活動していくための情報共有を図ったことは意義があることと認識している。

松林地区まちぢから協議会では「かんがるうのぽっけ」や新たな工夫を加えた「ふくろう塾」などを、事業活動が人数を制限した上で再開している。こうした事業活動への参加者や担い手を継続的に募集していくためにも、松林地区の全世帯に幅広く周知できる「松林タイムス」の重要性は大きい。また、前年度に引き続き、事業の本格的な再開に合わせて、紙媒体以外の情報発信手段の検討を進めることに期待している。

特定事業実施報告書（松林地区・広報活動事業）

事業の実施内容	活動内容	広報紙「松林タイムス」等を通じて、松林地区まちぢから協議会及び関連組織・団体の活動予定や活動報告等を松林地区住民へ情報発信する事業		
	活動期間	令和3年5月1日～令和4年3月31日		
	実施体制	広報部会	周知方法	松林タイムス（全戸配布）
	参加者数	—	実施日	・松林タイムス（1回発行） 3月31日(A4) ・ホームページ まちぢから協議会 会議事録等を随時更新
事業の目的や効果は達成できましたか		主な地域イベント（市民集会、運動会、防災訓練、福祉バザー、餅つき大会）がコロナ感染症拡大防止の観点から中止となったため、イベント事前 PR ポスターを自治会管轄の約120ヶ所に掲示することも必然中止しました。 松林タイムスの発行は年次版を1回作成配布しました。主な内容として、地区内各組織のコロナ対策を特集しました。ホームページは予定どおりの情報を発信することができました。		
事業を計画的に実施することができましたか		コロナ禍の影響で毎月開催予定の部会定例会は4回のみの開催となりました。SNSによる情報発信を具体化する検討は行えませんでした。発信したいコンテンツは何か？という基本構想が煮詰まりませんでした。令和4年度も検討は継続し、特にLINEを用いたプッシュ通知を活用できないか検討します。 HPの編集ソフトとして活用しているワードプレスの参考書を使って、部会内の知識の普及を図りました。		
予算計画や予算配分は適正でしたか		コロナ禍の影響で計画していた広報事業の多くを中止したため予算の約8割が未消化となりました。 予算が余ったとはいえ、余分な経費、不必要な経費を発生させないよう部会全体で緊張感をもって経費管理を行いました。		
事業の対象者となる地域住民の意見聴取に努めましたか		協議会の会議等で自治会長を中心に運営委員から随時の意見聴取をしました。		
一緒に活動するメンバーはやりがいを感じていましたか		HPのコンテンツ更新や、広報紙の制作場面では、どうしても一部の部会員に作業負担が偏ってしまいましたが、事前事後の打ち合わせで密なコミュニケーションをとりながらメンバー全体がやりがいを感じながら事業に取り組むことができました。		
事業の実施によって地域コミュニティの醸成や新たな担い手の発掘につながりましたか		今まで自治会単位での活動にとどまっていた人が、当事業の実施により自治会の枠を超えた地域コミュニティに参加するようになりました。新たな担い手発掘という点では厳しい状況（今期中の部会員増員は1名のみ）です。新たな担い手を求める方法論を研究したいと思います。		

課題と今後の展望について	住民が広報紙「松林タイムス」やまち協 HP を、従来よりも注目してくれることを目指したいと思います。露出はしているけど注目度は低いというのが現状と認識し、まちぢから協議会連絡会のホームページ管理運営チームと連携するなどして、住民にとって「知りたいこと」や「興味あること」を取り上げる広報事業を目指します。
---------------------	---

収支決算書

収入

科 目	予 算 額	決 算 額	内 訳
助成金	104,000	104,000	認定コミュニティ特定事業助成金
計	104,000	104,000	

支出

科 目	予 算 額	決 算 額	内 訳
印刷製本費	86,519	17,548	全戸配布A4版「松林タイムス」9,500部を1回 17,548円
通信運搬費	3,000	0	切手
物品費	5,000	6,000	プリンターインクカートリッジ代
研修費	3,000	0	外部セミナー参加費（サポートセンターの講座等を予定）
予備費	6,481	0	
市への返還金		80,452	
計	104,000	104,000	

*対象経費は、領収証等により、認定コミュニティが支払ったことが確認出来る必要があります。

令和4年度 第1回地域コミュニティ企画事業審査会

令和3年度 特定事業評価表

【委員：塩崎副市長・総務部長・企画部長・財務部長】

事業名	(7) 広報活動事業
地区名	松林地区まちぢから協議会

事業全体に関する評価や今後に向けた助言等をご記入ください。

(総務部長)

- ・コロナ禍による事業の制約等があったものの、松林地区で展開されている他の特定事業と相乗効果を発揮していくうえで、今後の維持・発展を期待する。
- ・アフターコロナやデジタル化のトレンドを踏まえ、SNSの活用などのIT化の検討はぜひ進めてほしい。
- ・市内5地区で展開されている広報事業の横連携により、松林地区らしい広報事業が展開されることを期待する。

(企画部長)

- ・記事の扱いが一律なので、紙面全体の印象が希薄になってしまっています。タイトルを変えたり記事の大きさにコントラストをつけたりすると、印象が変わると思います。また、地域には良い素材となる活動がたくさん行われているので、各団体に執筆してもらっただけでなく、広報部会が取材して執筆することができれば、読者目線での記事が増え、魅力的な広報紙になる可能性を秘めていると期待しています。

(財務部長)

- ・本事業の課題も分析されているので問題ありません。
- ・LINEなどのSNSの活用など積極的に検討されているなど、柔軟に対応されています。
- ・引き続きよろしくお願いします。

ふくろう塾へ来てみませんか



こんにちは。ふくろう塾とは地域の方がボランティアで運営している中学生の居場所です。
毎月2回、松林公民館で地域の方が作った夕食を食べたあと、自分がやりたい勉強をします。
何を勉強するかは自分で決めてOKです！

提出する数学のドリルや国語の漢字練習をしたり、宿題をしたり・・・。
わからないところは、地域のボランティアさんが一緒に考えてくれます。
ときには、学校のことや友達のことなどお話をすることもあります。

（3年生とは進路の相談をすることも・・・）
気軽にお友だちをさそって（もちろん一人でも大丈夫！）来てみませんか。
参加費は無料です。

たくさんの生徒さんの参加をお待ちしています。



食事後、みんなで勉強します

例年のふくろう塾は、このような感じでおこなわれていましたが、
昨年からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、同じような形で
活動することは難しくなっていました。（食事の提供はお休みし
ています。）

今年は、感染症対策をしっかりとこなった上で、今までとは違った形
で活動していきたいと思っています。

これまでは学習サポートが主でしたが、それだけにとどまらず、
お勉強要素が少し入ったワークショップもおこなっていく予定です。

例えば・・・

乾電池を使ったモーターづくり
農業収穫体験
レジン工作・・・など



毎回どんなメニューがお楽しみ♪
早くみんなと一緒に食べられるといいですね。

☆参加希望の方は、事前に予約をしてください。開催場所は室田自治会館
（室田八王子神社内）か菱沼自治会館（菱沼八王子神社内）です。詳しく
は毎月の開催お知らせで確認してください。

☆参加するときはお家の方に必ず伝えて来てください。

主催：松林地区まちぢから協議会子ども部会



こそだて世代の居場所 かんがるうのぽっけ



松林地区まちぢから協議会子ども部会では、子育て世代のみなさんを応援したい！と思い、交流できる居場所作りを行っています。

親戚の家を訪れるように気軽に参加してみませんか。



- ・お友だちがほしい！
- ・子どものお友だちもできたらいいな！
- ・子育てに関する情報交換をしたい！
- ・地域のことも知りたい！

そんなパパ、ママをお待ちしています。

対応するスタッフはみんな子育て経験者です。お気軽にご参加ください。

感染防止対策について
検温・手洗い・手指消毒
マスクの着用をお願い
します！

【開催日時】

☆原則第4月曜日 9:30～11:30
(8月はお休みです)

【開催場所】

☆茅ヶ崎市高田1丁目11-50
すみれ幼稚園の北側にある一軒家です

【申し込み方法】

☆QRコードから、参加希望日、お名前、お子さまの年齢、
参加人数、連絡先を登録してください
応募数が多く先着順になった場合は、参加可能の有無を
こちらからご連絡させていただきます。





下赤羽根自治会のどんど焼き

～笑顔あふれる地域の絆～

コロナ禍中の活動紹介

まちぢから松林タイムス

令和四年
三月三十一日発行
茅ヶ崎松林地区
まちぢから協議会
広報部会

まちぢから協議会より

副会長 滝本 誠

日頃より地域活動へのご協力ありがとうございます。
茅ヶ崎市は災害級の医療崩壊は逃れましたが、いまだに予断を許さない状況です。引き続き一人一人の感染症対策へのご協力よろしく願っています。

松林地区の地域活動

コロナ禍に対応するための様々な工夫を凝らしながら、松林地区での活動が徐々に進んでいます。各団体がコロナ禍の中で中止した活動、継続した活動、どんな苦労があったのか等、地区の「いま」を取材しました。

各自治会より

下赤羽根自治会

会長 長谷川 秀喜

ここ二年の自治会活動は行事もできず、組長会議も密を避け、組長連絡のプリントの作成で済ませたりと、配慮を重ねてきました。役員会も月に一回実施し、自治会規約や、自主防災会の組織や行事の見直し、自治会館の

耐震診断など多くの議題について話し合いを重ねてきました。日頃の活動としてはゴミの収集場所の管理や苦情の受付、ゴミ収集時間の変更の周知や、樹木の伐採などを市や自治会員へ依頼し、トラブルを避けるよう努めてきました。
大雨の時に道路状況の確認のため、自治会内を回ったこともありましたが、また避難所が設置されたときは自治会員の様子を見にいきました。避難行動要支援者の確認をし、明細地図に落とし込むこともやりました。しかしながら、自治会活動の基本は対面でのお付き合い。「どんど焼き」を二年連続で実施できたことがとても救いでした。

菱沼自治会

会長 今井 邦親

自治会活動については、コロナ禍の影響によりほぼ二年間殆どの活動が中止又は規模縮小となりました。
多人数を集めず小規模グループで出来る事を中心に活動しております。

例えば、会員名簿の整理及びデータでの一元管理を始めました。

自治会館の使用頻度が低減した機会に、会館のメンテナンスを行い空調機更新及び館内照明更新等コロナ禍解消時の使用環境改善をめざしました。
また拠点である菱沼八王子神社でのイベントも関係団体を含め殆どが中止、その他中止の行事は、節分祭・ふるさとふれあい祭・浜降祭・菱沼八王子神社例大祭・盆踊り・仲秋の名月を愛でる会・餅つき大会等で、規模縮小となった行事は、雛祭り・歳旦祭等飲食を伴う部分を割愛し実施しております。

自治会での会議体ですが、役員全員での会議は全て中止とし分散会議を町内会単位、専門部別等、二十名以下での実施を複数回実施しております。一刻も早くコロナ禍が解消し以前の様に活動出来る事を待ち望んでおります。

ニータウン茅ヶ崎自治会

パトロール隊長 阿部英一

ニータウン茅ヶ崎自治会の「防犯パトロール」は、開始15年を迎えました。パトロール隊員はボランティア約40名。12のグループを構成し、1グループ平均5人程度で巡回しています。

この15年間「土曜を除く1日1回」のペースでパトロールを継続し、パトロール累計回数は3千9百88日、累計参加人数は2万1千6百30人(昨年11月末現在)となっています。令和2年頃から新型コロナウイルス感染拡大のため、本自治会でもイベントや会議のほとんどが中止となり、防犯パトロールも継続が中止かが問題となりました。本パトロールは各グループが小人数で住宅街を徒歩で巡回するの「密」になることはなく、各自がパトロール中のマスク着用、終了後の手洗い等を励行するという事で、参加ボランティアの同意を得たうえで、これまで通り継続することにしました。

松林地区 体育振興会

会長 五反田 敏



今年度も過ぎ去ろうとしています。

令和2・3年度の市主催事業が、中止・延期となる中、松林地区体育振興会も事業の見直し検討を余儀なくされました。
マスクの着用、アルコール消毒、三密の回避等の感染症対策を講じての開催判断を決めました。なお、開催にあたっての参加要請は行わずに自治会・各チームの判断に委ねました。
残念ながら一大イベントである、地区大運動会が3年連続で中止となりましたが、当所計画14競技中、8競技(ペタンク、卓球・男子ソフトボール・フットサル・バドミントン・バドミントン・混合フットボール・ソフトバレーボール・ソフトボールリーグ戦)の自治会対抗球技大会を実施することができました。
これもひとえに学校、各自治会長、その他多くの関係者のご協力の賜物と深く感謝申し上げます。
今後とも皆様方のご協力をお願いいたします。

体育振興会より

子ども部会より

「かんがるうのぼっけ」開催中
子ども部会

部会長 小池 実枝子

子ども部会では、子育て世代の皆さまを応援したいと思い、交流できる居場所づくりを行っています。親戚の家を訪れるように気軽に参加してみませんか。

■開催：毎月第4月曜日

■時間：10時～12時

■参加：1日5組まで（10名）

※要予約◇ご利用には検温・マスク着用となります。尚、飲食の提供はありません。（飲み物は各自持参）

■申し込み：左記メールアドレスに、参加希望日、お名前、お子様の年齢、参加人数、連絡先を送信して下さい。参加希望者多数になった場合は参加可能な有無を連絡いたします。

■予約メールアドレス：machijikara.kodomo@gmail.com

■場所：茅ヶ崎市高田二丁目

（すみれ幼稚園北側の一軒家）
初めて参加される親子もすぐに打ち解け、有益な情報交換や地域の情報を知ることができ、とても楽しいと好評です。開催時間内であればいつでも参加OKです。

これまで子ども部会では空き家を利用し『おもむき松林』として

て多世代交流の場を提供し、実施してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症予防の為、活動を自粛してまいりました。しかし、外出自粛で他人との接触機会が減り、



かんがるうのぼっけ

地域の情報や子育て中の情報が不足する親子の孤立を防ぐ為、『そだて世代の居場所・かんがるうのぼっけ』を、おもむき松林と同じ場所を利用して開催・活動をしています。

公民館より

松林公民館 館長 菊池 修

令和2年2月末から公民館主催事業は、感染拡大防止対策のため対面で行えない状況でしたが、社会教育の灯を絶やさぬために創意工夫をして動画配信講座、オンライン講座、感染状況を

を見極めたうえで対面式講座を実施しているところです。今回は、オンライン講座の中から令和3年夏休みに親子を対象として実施した「夏休み親子おも

しろ科学実験」についてご紹介

します。親子で楽しく学ぶ機会の共有、親子での夏休みの思い出作りの場の提供、コロナ禍で学校行事やイベント参加が見送られている中、中学生には科学部としての発表の場とボランティアの場を提供し、また小学生には中学生との交流の機会をつくることを目的に、赤羽根中学校の科学部の皆さんを講師に迎え開催しました。中学生と小学生の年齢が近いこともあり、すぐに打ち解けて和やかな雰囲気から始まりました。「全弾必中！？ミステリーサークル」（「ケプラーの法則」を利用した工作実験）など中学生が、コッやポイントを丁寧に説明し、小学生もわからないことを積極的に質問していました。参加者アンケートも多くの方から楽しかったとの評価をいただき、中学生が一生懸命に教えている姿が印象的だった、中学生が講師だったからこよかった、年齢の違う子どもどうしの交流の場が楽しかったなど、大変好評をいただいた講座となりました。

このように今後も松林公民館では、地域のまちぢから協議会をはじめとした様々な団体等のご協力をいただきながらコロナ禍にあっても社会教育の継続・発展に努めてまいります。

室田小より

コロナ禍での学校行事について

室田小学校長 下反 達二

コロナ禍の中、ほとんどの学校行事は延期か中止、もしくは感染防止対策を徹底し、規模を縮小して実施することが余儀なくされました。しかし、そのような中でも、運動会や地域や保護者の皆様の協力のもと、本校の教職員や子どもたちが工夫して取り組み、限られた時間での練習の成果が大きく実り、例年とは違う形式ではありましたが、最後まで一生懸命走りぬく姿や、一人ひとりが自信をもっていきいきと表現している姿は輝いて見えました。子どもたちが一つになった素晴らしい運動会を行うことができていたように思います。現在、6年生が卒業に向け、本来なら練習を積み重ねている時期なのですが、こういった状況なので思うようにできないでいます。そのような中でも担当教職員は子どもたちが自信をもって卒業していけるよう工夫を凝らしています。

今後も先行き不透明ではありますが、まずは、子どもたちの教育的な成果を中心に据え、学校行事の在り方について考えていきたいと思っています。

上赤のひろげclub

代表 中川 磨

早くも10回目となるどんと焼きを今年も開催することができました。近隣住民のご理解や、上赤自治会の多大なる支援あつてのことと感謝しております。本年は感染防止のために出し物を限定しましたが、例年は季節に応じて餅つきや、お雑煮、ピザ、甘酒、ポップコーン、わたがし、流しそうめん、花火大会にスイカ割りなど様々な企画を行っております。毎回、100名以上に参加いただき、企画側もやりがいを感じています。



どんと焼きでは、毎年、顔を真っ赤にしながらどんと焼きに苦戦する子どもたちを見ることが出来ます。

実際に体験を通じて得た経験を後世に引き継いでほしい、我々大人もイベントを全員参加で企画、運営することで普段から互いに顔の見える関係を築き、災害に強い地域づくりができればと考えています。

令和4年4月より
家庭ごみ有料化
スタート



広く皆様の参加をお待ちしております。

ある家庭での会話

子：今年の4月から茅ヶ崎市もごみ出しが有料になるんだね。

母：そうなのよ。以前と同じぐらいの量を出す（週2回）となると、月に640円くらいになるわね。

子：でも、それは「燃やせるごみ」のことだよ。じつは「燃やせないごみ」も有料になるんだよ。

母：他のごみだしも有料になるのかしら？

父：いや、「資源物」はいままで通り無料だよ。

母：じゃあ「資源物」の出し方には気合を入れなくちゃ。